

日医発第 2052 号（健Ⅱ）（地域）
令和 6 年 2 月 19 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について

今般、厚生労働省より各検疫所長宛標記通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、2022 年 12 月に公布された感染症法等改正において検疫法上に新設された、検疫所長が医療機関の管理者と協議し合意が成立したとき締結する、検疫感染症（感染症法の一類感染症、新型インフルエンザ等感染症）、感染症法の新感染症又は検疫法に基づき政令で指定される感染症の病原体に汚染したおそれのある外国から来航した船舶又は航空機における検疫感染症等の患者の隔離及び検疫感染症等に感染したおそれのある者の停留に係る入院の委託を受けること等を内容に含む協定について、入院委託協定書（特定、第一種、第二種感染症及び第一種協定指定医療機関用）、入院委託契約書のひな形を示すものです。

同協定はこれまでの感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種感染症指定医療機関）を中心に、検疫所長と医療機関双方の合意に基づき、内容の齟齬がないよう、十分な協議のうえ行うこととされており、検疫感染症等が発生し、患者等の入院調整を実際に行う際には、当該感染症の特性に合わせて、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことが必要とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（[令和 4 年 12 月 14 日付日医発第 1786 号（地域）（健Ⅱ）](#)）
- 新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について（[令和 5 年 11 月 1 日付日医発第 1393 号（健Ⅱ）](#)）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（[令和 6 年 1 月 26 日付日医発第 1896 号（健Ⅱ）（地域）](#)）

事 務 連 絡

令和6年2月16日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課

「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）により、検疫法（昭和26年法律第201号）第23条の4が創設され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、検疫所が、平時から医療機関と協定を締結し連携体制を構築することにより、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することについて、法的枠組が整備されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和6年厚生労働省令第5号）により、検疫所が医療機関と締結する協定に定める事項が定められました（令和6年4月1日施行）。

これに伴い、医療機関と検疫所が締結する協定等のひな形を新たに定め、別添のとおり各検疫所長あて通知しておりますので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別添)

感企発 0216 第 1 号
令和 6 年 2 月 16 日

各 検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長
(公 印 省 略)

検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について

検疫感染症患者等に係る医療機関との契約については、従来、各検疫所において、「検疫感染症患者等に係る入院委託契約について」（平成 27 年 3 月 31 日付け食安検発第 0331 第 5 号検疫所業務管理室長通知。以下「旧通知」という。）の内容を参考に医療機関と締結いただき、その運用が図られてきたところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行時には、検疫所の近隣の医療機関以外の医療機関においては検疫所から検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）に基づく隔離等の入院の委託を依頼されること自体が想定されておらず、検疫所が円滑に入院を委託することが困難な事例があったこと、また、隔離等が増加した時期と市中感染の拡大の時期が重なったことで、検疫所と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく入院措置を担う都道府県との間で調整が重複したこと等の課題が生じた。

こうした課題を受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）により、法第 23 条の 4 及び第 23 条の 5 が創設され、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することができるよう、検疫所が、平時から医療機関と「協定」を締結すること、その際は都道府県とも必要な調整を行うこと等が法定化された（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 5 号。以下「改正省令」という。）が公布され、検疫所が医療機関と締結する「協定」に含める事項（改正法による改正後の法第 23 条の 4 に規定する厚生労働省令で定める事項）を定める検疫法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 53 号。以下「規則」という。）第 8 条の 2 が新設され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、旧通知に代わるもの

として、新たな入院委託協定書のひな形をお示しすることとした（様式1－1から様式1－4まで）。

また、これまで会計上の処理基準を踏まえた入院委託契約書のひな形を通知にてお示ししていなかったことから（※）、今般、入院委託協定書のひな形とあわせて、入院委託契約書のひな形を新たに定め、お示しすることとした（様式2）。

については、各検疫所におかれては、別紙「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項」の内容にご留意いただいた上で、様式1－1から1－4までを参考に作成した入院委託協定書によって医療機関と「協定」を締結いただくとともに、適宜必要に応じて、様式2を参考に作成した入院委託契約書によって医療機関と「契約」を締結していただくよう、お取り計らい願いたい。

そして、協定の締結に当たっては、法第23条の4第2項の規定に基づき、あらかじめ当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴くこととされていることから、都道府県とよく調整を行うとともに、別紙「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項」の3に記載している内容に配慮すること。

なお、本通知は、改正法及び改正省令の施行期日にあわせて令和6年4月1日から適用することとするが、改正法附則第18条第1項の規定に基づき、本日から令和6年3月31日までの間であっても、様式1－1から1－4までを参考に作成した入院委託協定書によって医療機関と「協定」を締結いただくことは可能である。

また、令和6年3月31日限りで旧通知は廃止する。このため、旧通知の様式1及び様式2を参考に既に締結している入院委託契約については、改正法の内容を反映させた「協定」を速やかに締結すべきであるが、関係者との調整に一定程度の時間を要することから、改正省令による改正後の規則第8条の2の内容を満たす限りにおいては、法に基づく協定を締結するまでの間、本通知の様式1－1から1－4までを参考に作成した入院委託協定書によって締結された「協定」とみなす。

※ 厳密には、『患者の委託収容に係る契約書』の取扱について（追加依頼）（平成20年事務連絡）にてお示ししていたが、本通知の後に発出する事務連絡によって廃止する予定。

検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項

1. 入院委託協定書及び入院委託契約書のひな形について

- (1) 入院委託協定書のひな形でお示ししている事項は、改正省令による改正後の規則第8条の2に規定する事項を網羅しているが、地域の実情や医療機関との協議の状況に応じて、検疫所長が必要と認める事項を協定の締結事項に加えることは差し支えない。
- (2) 措置及び感染症ごとに入院を委託することができる感染症指定医療機関が異なることから、感染症指定医療機関ごとに様式1-1から1-4までのひな形を作成しているため、適宜活用いただきたい。
- (3) 様式2のひな形の件名については、入院を委託する措置に応じて、適宜変更する必要がある。

2. 協定の協議等の進め方について

- (1) 改正法附則第18条の規定により、同規定の施行期日である令和4年12月9日から令和6年3月31日までの間に締結された協定は、令和6年4月1日において改正法による改正後の法第23条の4第1項の規定に基づき締結されたものとみなすこととされていることから、本日以降、様式1-1から1-4までを参考に入院委託協定書を作成し、令和5年度中に医療機関との間で協定を締結いただくことが可能である。
- (2) 複数の検疫所で同一の医療機関と協定を締結しようとするときは、各検疫所において調整の上、連名で協定を締結することは差し支えない。
- (3) 協定は双方の合意であり、医療機関と締結する協定の内容の齟齬がないよう、十分な協議を行うこと。また、検疫感染症等が発生し、患者等の入院調整を実際に行う際には、当該感染症の特性に合わせて、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことが必要である。

3. 都道府県との連携について

- (1) 法第23条の4第2項の規定に基づき聴取した都道府県知事の意見は尊重すること。

- (2) 協定を締結するに当たっては、特定の地域の医療機関に限定することなく、幅広く検討すること。
- (3) 都道府県との連携に当たっては、「新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る時における都道府県との連携の確保について」（令和5年10月27日付け各検疫所長あて感企発1027第1号・感感発1027第1号健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長・健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）も参考にすること。

4. 法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症の取扱いについて

法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症を政令で指定する際に、同政令において当該感染症に対して実施するべき措置に係る法の各規定を準用することができることとなっており、法第23条の4の規定の対象となる感染症として明記されていないところであるが、当該感染症について政令で法第2条第2号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、改正法による改正後の法第23条の4第2項及び第3項の規定に基づき、法第2条第2号に掲げる感染症に係る措置に係る入院の委託に関する協定を締結する際に行う都道府県との連携（事前の意見聴取及び協定内容の通知）については、可能な限り、法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症を含めた形で行っていただきたい。

検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条の 2 に規定する新感染症の患者（法第 2 条の 2 各項に定める者及び新感染症の所見がある者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症並びに法第 34 条の 2 に規定する新感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施される場合を含む。以下同じ。）の対象者をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第 3 条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）の例により算定した額とする。

第4条 甲は、法第15条第4項又は第16条第6項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。また、甲は、法第34条の3第4項又は第34条の4第4項の規定に基づき、隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

2 乙は、甲から前項の通知等があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないこと、又は隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことを確認したときは、法第15条第3項若しくは第16条第5項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第34条の3第3項若しくは第34条の4第3項の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第5条 法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第7条 本協定の効力は、締結日から令和〇年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症の患者（法第 2 条の 2 各項に定める者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。））の対象者をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第 3 条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）の例により算定した額とする。

第4条 甲は、法第15条第4項又は第16条第6項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、甲から前項の通知があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、法第15条第3項又は第16条第5項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第5条 法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第7条 本協定の効力は、締結日から令和〇年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症の患者（法第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症及び法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症（政令で法第 2 条第 1 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合を除く。）をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含み、かつ、政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合に限る。以下同じ。））の対象者（法第 2 条第 2 号に掲げる感染症の患者及び当該感染症の病原体に感染したおそれのある者に限る。）をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第3条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の例により算定した額とする。

第4条 甲は、法第15条第4項又は第16条第6項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、甲から前項の通知があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、法第15条第3項又は第16条第5項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第5条 法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第7条 本協定の効力は、締結日から令和〇年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症及び法第 34 条の 2 に規定する新感染症の患者（法第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める者及び新感染症の所見がある者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症（政令で法第 2 条第 1 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合を除く。）及び法第 34 条の 2 に規定する新感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含み、かつ、政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合に限る。以下同じ。）及び法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施される場合を含む。以下同じ。）の対象者（法第 2 条第 1 号に掲げる感染症の患者及び当該感染症の病原体に感染したおそれのある者を除く。）をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第3条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の例により算定した額とする。

第4条 甲は、法第15条第4項又は第16条第6項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。また、甲は、法第34条の3第4項又は第34条の4第4項の規定に基づき、隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

2 乙は、甲から前項の通知等があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないこと、又は隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことを確認したときは、法第15条第3項若しくは第16条第5項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第34条の3第3項若しくは第34条の4第3項の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第5条 法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第7条 本協定の効力は、締結日から令和〇年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

契 約 書

1. 件 名 検疫法第14条第1項第1号及び第2号（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び同法第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）の入院の委託（入院委託協定第5条に基づく契約）
2. 履行場所 <住所>〇〇病院
3. 履行期限又は契約期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日まで
4. 契約金額 単価契約とする。
診療報酬の算定方法及び
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準による。
なお、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条第5号に基づき消費税を課さない。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「乙」という。）と受注者（以下「甲」という。）は、件名の履行（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 <住所>
〇〇病院
院長 <氏名>

乙 <住所>
支出負担行為担当官
〇〇検疫所総務課長 <氏名>

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 甲は、業務を行い、乙は甲にその対価を支払うものとする。

(監督)

第3条 乙は、本契約の履行に関し、乙の指定する監督職員に甲の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第4条 甲は業務終了後、乙の指定する検査職員に連絡し、業務が適切に行われたことを確認する検査を受けなければならない。

2 甲は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(請求及び契約金額の支払)

第5条 甲は、検査終了後、入院委託協定第3条の規定により算定した当該月分の医療費の支払請求書を作成し、翌月末日までに対価の支払いを乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第6条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、甲は当該契約を履行する義務を免れ、乙は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(遅滞料)

第7条 乙は、甲が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、乙に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、乙がその超過分の損害につき甲に賠償請求することを妨げるものでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第9条 乙は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

- 2 甲が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、乙は何時でも本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、乙が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、本契約の履行に着手後、第9条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、乙の意思表示があった日から10日以内に、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第11条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第12条 乙は、甲が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第13条 甲は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 甲は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 乙は、甲が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第15条 第11条、第12条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において乙は、これにより甲に生じた損害について何ら賠償することを要せず、甲は、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護)

第16条 甲は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 甲は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに乙に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 3 乙は、特に必要と認めた場合は、甲に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は乙の指定する職員に甲の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、甲は乙に協力しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第17条 入院委託協定又は本契約条項若しくは本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)